

若桜谷公共交通活性化総合連携計画の概要

1. 経緯

平成20年10月23日 作成

平成20年10月27日 公表

2. 若桜谷公共交通活性化総合連携計画の区域

若桜町・八頭町全域

3. 若桜谷公共交通活性化総合連携計画に関する基本方針

高齢化、過疎化が進む地域の現状から、公共交通サービスの低下は地域社会の生活条件を大きく脅かし、過疎化をさらに助長する恐れがある。

そのため、利用者にとってより利便性の高い公共交通網を構築するとともに、持続可能であることにも配慮することとする。

通学・通勤をはじめ、いわゆる交通弱者に係る通院や買物、観光客等の受け入れといった、この地域に人が住まい、人が集うために必要な、生活交通としての公共交通を確保し、地域社会の維持とその活性化に取り組む。

4. 若桜谷公共交通活性化総合連携計画の目標

目標（1）生活交通としての地域の公共交通の確保

目標（2）若桜鉄道を活用した地域の活性化

目標（3）複数の公共交通機関との連携と環境保全

5. 事業の概要及び事業の実施主体

（1）若桜鉄道の上下分離方式の導入による運行の確保【実施主体：第2種鉄道事業者：若桜鉄道(株)第3種鉄道事業者：若桜町、八頭町】

（2）路線バスの運行の確保【実施主体：若桜町、八頭町、鳥取市、鳥取県、日本交通(株)、鳥取自動車(株)、交通事業者】

（3）地域公共交通会議での検討を基にした生活交通の確保【実施主体：若桜町、八頭町、鳥取県、日本交通(株)、鳥取自動車、交通事業者、NPO等】

（4）住民運動「マイレール運動」【実施主体：若桜町、八頭町、若桜鉄道(株)及び関係機

関】

- (5) 利便性の向上（若桜鉄道の利用促進）【実施主体：若桜町、八頭町、若桜鉄道(株)及び関係機関】
- (6) 地域の歴史、観光資源としての活用と沿線観光施設との連携【実施主体：若桜町、八頭町、若桜鉄道(株)及び関係機関】
- (7) 多様な「若桜鉄道応援団」【実施主体：若桜町、八頭町、若桜鉄道(株)及び関係機関】
- (8) 乗り継ぎ利便性の向上（交通結節点である駅の機能向上）【実施主体：若桜町、八頭町、鳥取市、鳥取県、交通事業者】
- (9) 域内バス交通等の充実と連携【実施主体：若桜町、八頭町、鳥取市、鳥取県、交通事業者】
- (10) マイカーからのシフト対策【実施主体：若桜町、八頭町、鳥取市、鳥取県、交通事業者及び関係機関】

6. 計画期間

平成 20 年度（2008 年度）～平成 29 年度（2017 年度）

7. 法第 6 条に定める協議会の有無

設立年月日：平成 20 年 7 月 7 日

名称：若桜谷公共交通活性化協議会、

構成員：別添

8. 法第 5 条第 6 項に定められている関係者との協議

平成 20 年 7 月 7 日 第 1 回会議 協議会設立について

平成 20 年 8 月 8 日 第 2 回会議 連携計画（案）の検討協議

平成 20 年 10 月 23 日 第 3 回会議 連携計画の策定、連携計画の国土交通大臣あて
提出の承認

9. 法第 5 条第 5 項に定められている利用者の意見の反映

- ・協議会に、両町公募による町民代表 4 名が参画し、協議会設立からの 3 回にわたって議論を行なった。
- ・協議会に、若桜鉄道沿線活性化協議会のメンバーが参画し、3 回にわたって議論を行なった。

- ・平成20年10月1日から10月13日 パブリックコメントを行い、2件の意見が寄せられた

10. その他

○国の支援制度の活用の想定

- ・鉄道事業再構築事業計画に基づく、鉄道軌道輸送高度化事業費補助
(経営収支、サービス改善、保安度向上に資する設備)
- ・鉄道施設総合安全対策事業
- ・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助
(利用促進策 等)

○法第7条による提案 無